

うめかおる写真展実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、うめかおる写真展（以下「写真展」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的及び内容)

第2条 御幸公園梅香事業推進の一環として、魅力の発信のために開催する。梅香事業の取組の周知、梅の良さを再認識してもらうことを目的とし、区役所ロビー及び日吉合同庁舎ロビーにおける写真展を年1回実施する。

(出展作品)

第3条 写真展への出展作品は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募による作品のうち、公序良俗に反しないもの。
- (2) 特に印象に残る作品を入賞作品とする。

(入賞作品の選考)

第4条 前条第1項第1号に掲げる作品の審査、及び第2号の入賞作品の選考は、御幸公園梅香事業推進会議にて行うものとする。

(事務局)

第5条 この事業の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。